

大阪科学・大学記者クラブ 御中
同時資料提供：大阪市政記者クラブ

平成 30 年 2 月 2 日
大阪市立大学安全衛生管理室
担当：松井
TEL 06-6605-2098

大阪市保健所感染症対策課
担当：寺澤
TEL：06-6647-0950

結核にかかる集団感染事例について（大阪市立大学）

平成 30 年 2 月 2 日現在、大阪市立大学 杉本キャンパスにおいて、結核発病者 5 名（初発患者を除く）、結核感染者 1 名が確認され、調査の状況により「結核集団感染事例」にあたりと判断しましたので、お知らせします。

結核は全国的に減少傾向にあり、市内においても減少していますが、依然として約 900 人の方が新たに結核を発病しています。（市内における平成 28 年の結核発病者：887 人）

2 週間以上咳や痰が続くなど、結核が疑われる症状があれば、早期に医療機関で受診してください。

（経過）

- 初発患者（最初に発生届が出された患者）は、奈良県郡山保健所管内居住の大阪市立大学 20 代男子学生（学生 A）。平成 28 年 10 月下旬より咳症状が出現し、平成 28 年 12 月中旬より咳症状が増強したため、医療機関を受診し平成 28 年 12 月 28 日に結核発生届が提出されました。
- その後、平成 29 年 3 月下旬に同大学の学生 1 名（学生 B）、4 月中旬に学生 1 名（学生 C）の結核発生届がそれぞれ居住地の管轄保健所に提出されました。
- これを受け、大阪市保健所では、平成 29 年 4 月 21 日から大阪市立大学 杉本キャンパスにおいて疫学調査を開始し、最初に発生届が出された患者を初発患者として、健康診断の対象、実施時期を検討し、平成 29 年 5 月 16 日から健康診断を実施（学内定期健康診断、他機関受診結果確認を含む）してきました。その結果、平成 30 年 1 月までに新たに結核発病者 3 名（学生 D、E、F）、結核感染者 1 名を確認しました。
- 初発患者と発病者の遺伝子型別検査の結果、発病者 5 名の内、3 名の遺伝子型別が一致したため、平成 30 年 1 月 31 日に結核集団感染の定義に該当すると判断し

公表に至りました。

- また大阪市立大学では、健診対象の学生及び教職員への健康状況調査（メール・文書で受診照会、自覚症状などの確認）及び健康診断の受診勧奨、有症状時の早期受診勧奨、発病者・感染者への聞き取りを実施してきました。（対応経過は後述）
- なお、健康診断が必要と判断した方に対する健康診断については現在も継続しています。

（平成 30 年 1 月 31 日時点の健康診断の状況）

	健康診断 対象者数 (注 1)	健康診断 実施数	健康診断の結果				
			発病者	感染者	経過観察	結果待ち	異常なし
関係者	1,937	1,449	5 (注 2)	1	0	10	1,433

注 1 健康診断対象者は学内関係者であるが、定期健康診断受診者を除いたものとしている。

注 2 初発患者（学生 A）を除き、健康診断前に発病を確認した 2 名（学生 B、C）を含む。

発病者 20 代 5 名

感染者 20 代 1 名

（平成 30 年 1 月 31 日時点の発病者の状況）

	学生 A	学生 B	学生 C	学生 D	学生 E	学生 F
届出 時期	平成 28 年 12 月下旬	平成 29 年 3 月下旬	平成 29 年 4 月中旬	平成 29 年 5 月中旬	平成 29 年 12 月中旬	平成 30 年 1 月中旬
治療状 況	治療完遂	治療完遂	治療完遂	治療完遂	通院治療 中	入院治療 中
備考 (注)	-	学生 A と 同学年、 同学部同 学科に在 籍	学生 A と 同学部、 学年と学 科は異な る	学生 A と 学年、学 部は異な る	学生 A と 同学部、 学年と学 科は異な る	学生 A と 学年、学 部は異な る

注 学生 A を基準として発病者の学部、学年などを記載

（感染者の治療状況等）

- 感染者 1 名は発病リスクを減らすため服薬を開始し、現在は治療を完遂していません。

(大学の対応経過)

- 平成 29 年 4 月 学生 A、学生 B と同学部同学年の学生を対象に健康状況調査
(メール・紙で自覚症状などを確認) を実施
- 5 月 学生 A、学生 B と同学部同学年の学生のうち学内定期健康診断未
受診者に対し、健康診断【胸部 X 線検査】を実施
結果、全員異常なし
- 同月 学生 A、学生 B と同学部同学科同学年の学生に対し、健康診断
【Q F T (血液検査)】を実施
結果、1 名陽性 (感染者 予防的服薬治療終了)
- 同月 学生 A、学生 B の所属する学科の教員を対象に健康状況調査を
実施
- 6 月 学生 D と同学部同学年の学生のうち学内定期健康診断未受診者を
対象に健康状況調査を実施
- 同月 学生 D が履修していた科目の担当教員及び学生 A、学生 B、学
生 C で複数人が共通して履修していた科目の担当教員に対し、
健康状況調査を実施
- 同月 発病者、感染者に対し、よく利用する店や施設、クラブ活動や
アルバイトなど行動範囲について共通点が無いかのヒアリング
を実施したが、特に目立った共通点は見つからなかった
- 7 月 教員・T A (ティーチングアシスタント) を対象に、学生 A との
接触度調査を実施
- 同月 保健所が必要と判断した教員・T A に対し、健康診断【Q F T
(血液検査)】を実施
結果、全員陰性
- 8 月 結核発病事例の発生と対応について学内のポータルサイトへ掲載
し、全学生及び全教職員への周知・啓発を図った
- 同月～ 平成 29 年 2 月以降に胸部 X 線検査を受診していない学生、教職
員に対し健康診断【胸部 X 線検査】を実施 (継続中)
検診車による健康診断【胸部 X 線検査】を臨時に 9 日間実施
学内の保健管理センターでの健康診断【胸部 X 線検査】を臨時
に 18 日間実施
- 12 月 学生 E に対し、よく利用する店や施設、クラブ活動やアルバイト
など行動範囲について共通点が無いかのヒアリングを実施した
が、これまでの発病者、感染者との目立った共通点は見つから
なかった
- 平成 30 年 1 月 学生 F に対し、よく利用する店や施設、クラブ活動やアルバイト
など行動範囲について共通点が無いかのヒアリングを実施した
が、これまでの発病者、感染者との目立った共通点は見つから
なかった

(今後の取り組み)

大阪市立大学と大阪市保健所との連携により、引き続き、学内での定期健康診断の受診勧奨及び有症状時の早期受診勧奨に努め、早期発見・早期治療に努めます。また、講習会等を通して、結核の予防啓発に努めてまいります。

参考

[結核集団感染の定義]

(厚生労働省結核感染症課長通知 平成19年3月29日付健感第0329002号)

- ・同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいう。
- ・ただし、発病者1人は6人が感染したものとして感染者数を計算する。
- ・定義に該当した場合は、厚生労働省に報告することになっている。

[感染と発病]

(感染)

- ・結核菌を吸い込んでも身体の免疫により、体内に結核菌が閉じ込められた状態をいう。

(発病)

- ・感染後、身体が弱った時などの身体の免疫力の低下、抵抗力の低下により、結核菌が活動を始めること。
- ・感染しても全員が発病するわけではなく、発病するのは10人に1～2人程度とされている。
- ・発病する人のうちの60～80パーセントは感染後5～6ヵ月から2年ぐらいの間に発病すると言われている。
- ・不規則な生活や糖尿病、過労やストレス、また不十分な食事での栄養が不足すると発病しやすくなる。

(問合せ先)

- ・結核の接触者健康診断等に関すること
大阪市保健所 感染症対策課 (06-6647-0950)
- ・大阪市立大学における対応経過・今後の啓発に関すること
公立大学法人 大阪市立大学 安全衛生管理室 (06-6605-2098)